

ペイオフ全面解禁

平成17年4月1日、9年間の特例措置を経てペイオフが全面解禁された。今後、預金者は金融機関の経営状況を把握したり、万一の破綻に備えて預金の分散を図るなど自己責任に基づいた対応が求められることになる。

1 ペイオフとは

もともと英語の「Pay off」(清算する、完済する)からきた言葉。預金保険制度の1つで、制度に加入している金融機関※が経営破綻した場合、預金保険機構が破綻金融機関に代わって預金のうち一定額を保険金として預金者に支払う制度。1つの破綻金融機関につき預金者1人当たり1,000万円までの元本とその利息等が保険金として支払われる。

「ペイオフ解禁」とは、金融機関が破綻した場合には、これまで全額保護されてきた預金等が必ずしも全額保護されなくなることを意味し、平成17年4月以降、決済用預金以外のすべての預金がペイオフの対象となることを「全面解禁」という。

※制度に加入している金融機関は日本国内に本店をおく銀行、信用金庫、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会。農協等は別途、農水産業協働組合貯金保険制度に加入している。

2 なぜ全面解禁なのか

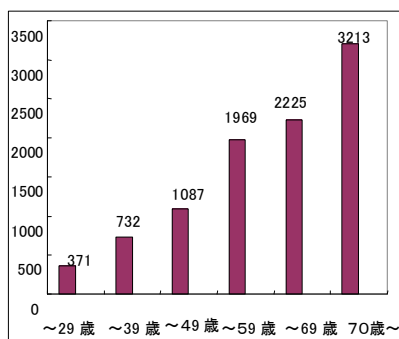
(1) ペイオフの必要性

預金を全額保護するということは、金融機関が預金保険機構へ納める預金保険料でまかない、不足する場合は税金でカバーするということを意味する。預金者にとってはこのように預金が全額保護される方が、ペイオフを解禁することより得のように見える。

しかし、全額保護という包括的なセーフティーネットによる保護策は、逆に金融機関のずさんなリスク管理を許し、政府のリスク負担を高め、結果として国民負担の増大につながるようになる。

ペイオフ解禁に伴い、預金者は自らの判断と責任によって金融機関を選択することになり、金融機関は預金者の信頼を得られるよう緊張感をもって経営に取り組むようになる。ペイオフ解禁に伴う自己選択と自己責任に基づく自立した預金者の行動が、金融システム全体としての安定性が持続的に確保されることにつながると期待されている。

(2) 全面解禁に関する懸念



(年齢別に見た貯蓄額) 単位：万円

平成14年9月末で1,392兆円に達した個人金融資産のうち、預貯金は767兆円、全資産に占める比率は、55.1%である。特に、高齢者層に貯蓄額が多い。

また「家計の金融資産に関する世論調査」(平成14年)によると、金融商品の選択基準として「安全性」を重視する回答が過半数に達している。諸外国に比してわが国に**預貯金偏重**などの特色があることから、以下の状況に鑑み全面解禁は何度も延長された。

(総務省「家計調査年報」より作成)

- ① 金融機関が多額の不良債権を抱え、金融不安を醸成しやすい環境であったこと。
- ② 預金者に自己責任による選択を問うためには、ディスクロージャー（金融機関が業績やリスクに関する情報を銀行法等で定められた様式で対外的に説明しなければならないこと＝預金者の自己責任原則確立の基盤となる）が不十分であったこと。

（３）全面解禁のための環境

不良債権問題の正常化について、平成 14 年 3 月末の主要銀行の不良債権比率 8.4%を平成 17 年 3 月末に半分程度に減少させるという目標が、金融再生プログラムにおいて定められた。平成 16 年 9 月末の主要銀行の不良債権比は 4.7%と、ほぼ目標達成に向け順調に低下し、金融機関の破綻も平成 13 年度の 5 6 件をピークに平成 14 年度以降は落ち着いていることから金融システムの安定を取り戻してきていると考えられた。

また、預金取扱い金融機関のディスクロージャーについては、平成 11 年 3 月期から、業務・財産の状況に関し、法定された事項を開示することが義務化（銀行法施行規則 § 19 の 2）され、全面解禁に向け、条件が整った。

3 保護される預金

（１） 決済用預金の導入

わが国では、ほとんどの決済が金融機関の関与する決済機能を通じて行われており、その安定化を図ることは公共性の観点から不可欠である。

そこで、金融審議会（内閣総理大臣の諮問機関）は平成 14 年 9 月、「決済機能の安定性確保」を目的とする新しい決済用預金の導入を提言し、ペイオフの全面解禁を一部手直しする方針を打ち出した。

決済用預金とは①決済サービスを提供できること、②預金者が払い戻しをいつでも要求できること、③利息がつかないという 3 つの条件を満たす預金のことをいう。平成 17 年 4 月以降も保護される預金は以下の図のとおり。

		平成14年 4月～平成17年 3月	平成17年 4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の要件を満たす預金 (※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護。 1,000万円を越える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ ます。 (一部カットされることがあります。)	
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ ます。 (一部カットされることがあります。)	

(※1) 決済用預金といい、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の三要件を満たすもの

(※2) 当分の間、金融機関が平成 15 年 4 月以降に合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、その後 1 年間に限り、当該保護金額が 1,000 万円までではなく、「1,000 万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額（例：2 行合併の場合は 2 × 1000 万円 = 2000 万円）

(※3) 定期預金の給付補填金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護される。（出典：金融庁 HP）

(2) 名寄せ

万一金融機関が破綻した場合は、迅速な破綻処理を行い、出来るだけ早期に預金等を払い戻すことが必要となる。決済用預金以外の預金保険対象預金は、1つの金融機関ごとに預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されることから、破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、これらを合計して、預金保険で保護される預金等の総額を算定することを名寄せという。

金融機関が破綻した場合、名寄せが行われ、払戻しに関する諸条件が整ってから預金の引き出しが可能となる。1,000万円の預金がなくても引き出せなくなることから、名寄せ作業を迅速に進められるよう、各金融機関において準備が進められている。預金保険機構の永田理事長は、共同通信のインタビューに対し、「データ整備は実際に支障のない水準にきている」と話している（平成17年3月25日）。

4 自治体の取組み

(1) 総務省の検討

ペイオフは自治体の預金も対象となることから、金融機関の経営状況を評価する枠組の構築、金融機関との取引関係の変更を含めた意思決定、住民への説明責任を果たせるような公金管理方針の決定といった公金管理の体制整備が必要となる。

平成13年3月に報告された総務省の『『地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会』とりまとめ』では、以下の事項が重要であるとして具体策を提示している。

《自治体に必要とされるペイオフ解禁対策》

- ① 金融機関の経営状況把握の必要性
- ② 経営状況把握のための体制整備
- ③ 地方公共団体がとり得る公金預金保護のための対応方策

(2) 東京都の取組み

都は、平成14年3月、出納長の管理する公金について、ペイオフ解禁後の金融情勢等に応じた的確な判断・対応を行うため、学識経験者や金融分野の専門家等8名で構成する「東京都公金管理委員会」を設置。この提言を受け、「東京都資金管理方針」を決定した。14年のペイオフ解禁以降、「公共の安全性の確保を最重要視した上で効率性を追及する」ことを基本に資金管理を行っている。具体的には、「東京都におけるポートフォリオ」に基づき、安全性の高い債券への分散投資を図るとともに、預金については、安全性・健全性を評価する基準について適宜改善を行い、「東京都公金管理委員会」の必要な提言を受けながら対応している。

【都におけるペイオフの対応】

<p>〔歳計現金等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・支払い準備金は当座・普通預金で保管・余裕資金は経営の安全性・健全性が確認できる金融機関に対して、効率性を追求するために定期性預金を基本として設定	<p>〔基金〕</p> <ul style="list-style-type: none">・安全性の高い債券への分散投資・預金については、経営の安全性・健全性が確認できる金融機関に対して、効率性を追求するために定期性預金を基本として設定
---	--

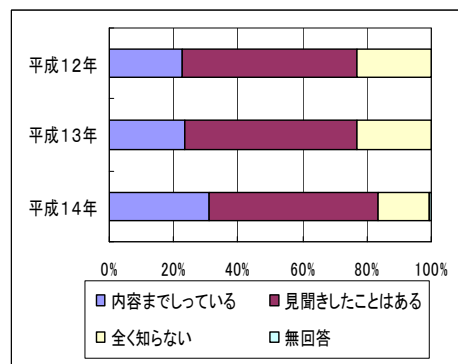
5 今後の課題

(1) 低い認知度

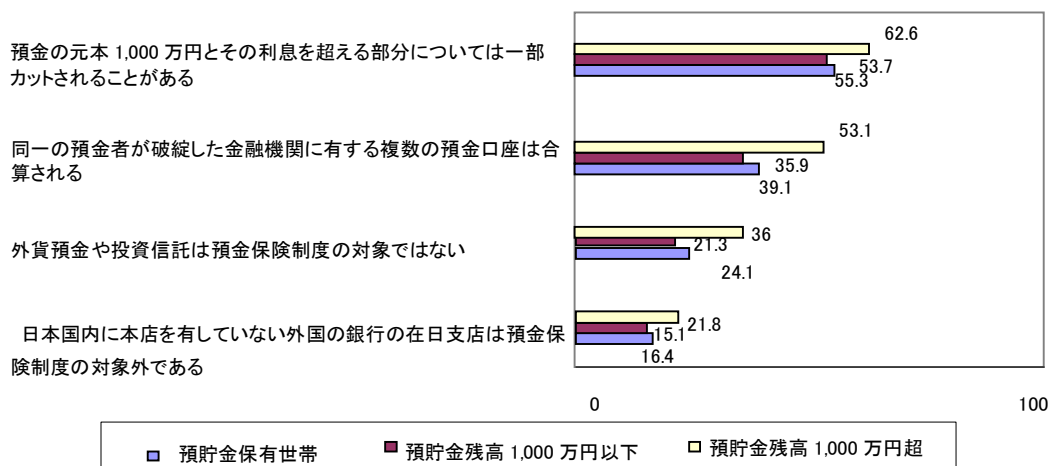
ペイオフ解禁後、預金者は制度の内容を理解した上で、資金の運用・管理について、預金の分散や預金以外の金融商品の活用など、自ら最適と思われるスタイルを考え実践していくことが重要となる。

しかし、金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」（調査期間：平成 15 年 6 月 27 日～7 月 7 日）によると、預金保険制度の認知度については、「知っている」が全体の 8 割、その中でも「預金の元本 1,000 万円とその利息が保護される」という、基本的な内容については認知度が高い。

〈預金保険制度の認知度〉



(出典：金融広報中央委員会 HP)



(具体的な内容の認知度、複数回答、〈預金保険制度を知っている世帯=100%〉) (出典：金融広報中央委員会 HP)

しかし「平成 17 年 4 月以降、預金保険で保護され範囲は、全額保護される決済用預金を除いて、1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息」という措置については、「知っている」世帯の中でも 3 割弱と、認知度が低くなっている。

(2) 求められる自己努力

現在、預貯金が 1,000 万円以下の世帯にあっても、退職金、居住マンションの修繕積み立て費、町内会の資金等、資産運用の必要性に直面する機会は多々ある。資金運用・管理について正しく理解し、自らを守ることが重要である。

また、史上最低金利のなか（平成 17 年 3 月普通預金金利 0.02%）、ハイリスクの金融商品を、知識不足に漬け込んで強引に勧誘するなど、高齢者等の消費者被害も拡大傾向にある。行政においては、自らの公金管理はもとより消費者被害拡大防止策や消費者教育等、セーフティネットの構築が必要である。

高齢者の消費トラブル

高齢者の消費トラブルに関する相談件数は、年々増加の一途であり、今後も高齢社会の進行に伴い増え続けることが予想される。

高齢者の身近な人が被害を察知し、被害防止に向けた行動を起こしていく取組みの重要性が増している。

1 深刻化する高齢者被害

この5月、埼玉県富士見市に住む80歳と78歳の「認知症」姉妹が、複数の訪問業者に勧められるまま、この3年間で数千万円分のリフォーム工事を繰り返し、ついには自宅を競売にかけられる事件が発覚した。一般的に、高齢になると心身機能が低下し判断力が衰えてくる傾向がある。このため、契約に対して適正な判断ができない、新しいサービスや商品に対する理解が十分にできない等の問題が生じる。

消費者政策の基軸が、「保護」から「自立支援」に向かうなかで、特に認知症など、判断力不十分な高齢者等の被害に対してどのように対応していくかが課題となっている。

2 高齢者をめぐる厳しい状況

(1) 急増する消費トラブル

平成15年度における都内の高齢者の相談件数は21,946件、対前年度21.5%の伸びとなった。特に年代層が上昇するにすぎない、増加率は高くなっている。(表-1・図-1)

また、70歳代の認知症等女性の平成13年度相談は、平成9年度の3.8倍増であり(図-2)、70歳代女性の全相談(2.4倍)を上回る。

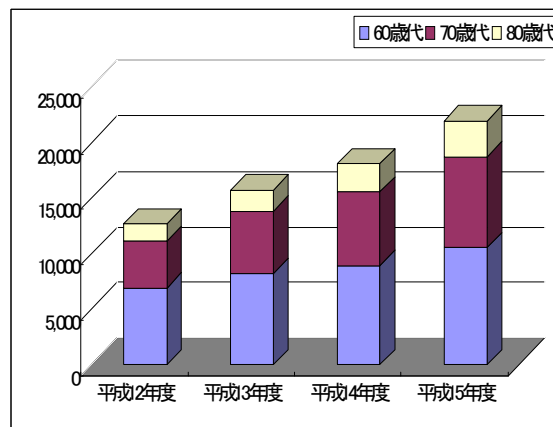
高齢者をターゲットとした悪質商法の増加とともに、平成12年の介護保険制度の開始に伴い、介護事業者や福祉関連機関が家庭の中に入る機会が増えたことにより、これまで潜在化していた被害が表面化してきた側面がある。

認知症、一人暮らしなど、被害もしくは契約内容そのものを自分で認識できない、又は自覚があっても周りに相談する人がいない高齢者の困難な状況が表れている(図-3)。

【表-1】 高齢者の相談件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
60歳代	6,866 (100)	8,196 (119.4)	8,894 (129.5)	10,551 (153.7)
70歳代	4,249 (100)	5,624 (132.4)	6,664 (156.8)	8,158 (192.0)
80歳代	1,549 (100)	1,935 (124.9)	2,499 (161.3)	3,237 (209.0)
合計	12,664	15,755	18,057	21,946

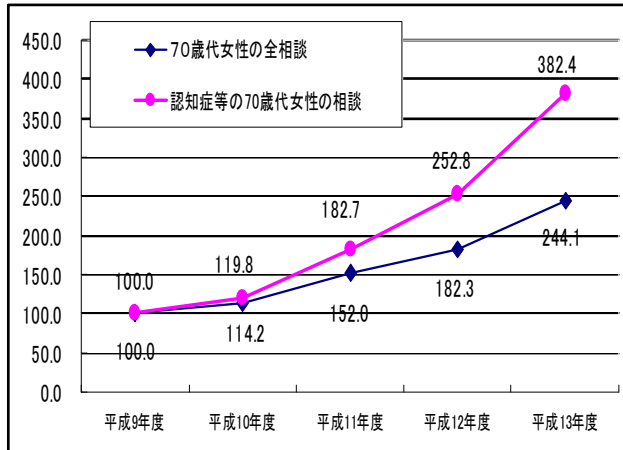
【図-1】 高齢者の相談件数の推移



()は平成12年度を100とした指数

資料：東京都消費生活総合センター「今月の消費者相談」(平成16年8月号)より作成

【図－２】 70歳代女性の相談件数の推移

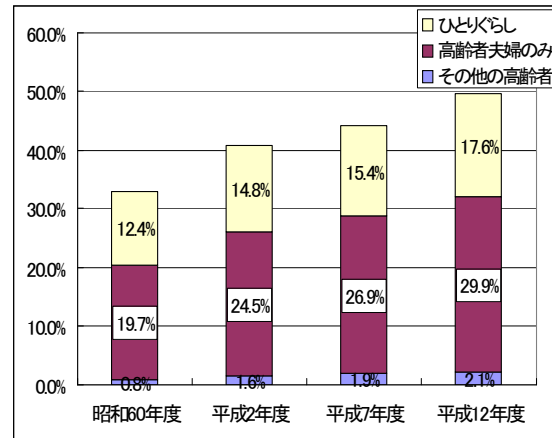


平成9年度を100とした指数

資料：東京都消費生活総合センター

「今月の消費者相談」（平成16年8月号）より作成

【図－３】 高齢者のみ世帯割合の推移



資料：東京都福祉局

「高齢者の生活実態 東京都社会福祉基礎調査」

（平成12年度）より作成

(2) 多様化する悪質商法

点検商法や複数の業者が立て続けに商品を売りつける「次々販売」と呼ばれる悪質商法が高齢者をターゲットに広がりを見せている（表－2）。一人暮らしの高齢者が、長時間、強引な勧誘をうけて契約してしまうケースが増えている。

【表－2】 主な悪質商法の種類

名称	内容
見本工事商法	キャンペーン中や、広告宣伝用特別モニターなどのうたい文句で、外壁工事やソーラーシステム設置を勧める。格安が強調されるが、実際は少しも安くなかったり、工事が雑であったりする場合がある。
点検商法	水道水の検査に来たと上がり込み、「試薬を入れ反応するのはよくない水、この浄水器を通せばもう安心、アトピーにもよい」と売りつける。
体験談商法	「私はこのおかげで病気が治った」と写真入りの体験談が載ったチラシ広告を見て業者に問い合わせると、長期にわたり健康食品を摂れば効果が出ると多量購入を勧められる。
ネガティブ・オプション	注文した覚えもないのに、ボールペン、くし、アイマスク、皇室の写真集といった商品が、請求書と共に一方的に送られてくる。慈善事業をうたい、寄付を募るような手口もあり、受け取った方は、「もらっておいてもいいのか。いやそういう訳にはいかない。放っておくと面倒なことになる」と、ちょっとしたパニックになる。

資料：（財）日本消費者協会「悪徳商法手口のいろいろ」より作成

3 内閣府の取組み

政府は、平成17年4月8日、「消費者基本計画」を閣議決定した。

同計画は、平成16年6月に制定された「消費者基本法」（消費者保護基本法の36年ぶりの改正による）第9条〈消費者基本計画〉を受け、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・総合的に取り組むに当たって定められた基本的方針（計画期間：平成17年度～21年度）。

大きな特色として、「消費者団体訴訟制度の創設」がある（平成18年の通常国会に係る法案を提出予定）。

消費者は、何らかの消費トラブルに巻き込まれた際、情報が一方的に事業者に偏っているなど、不利な力関係に置かれている実態がある。この制度創設により、市場における事業者の不適正行為を監督するなど、消費者団体による事業者への牽制効果が大きいと期待されている。

4 東京都の取組み

都では、平成14年7月、国の改正消費者基本法の方向を予測し、先取りした条例改正を行い、悪質事業者の公表など、具体的施策を打ち出している。

現在、「消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方について」東京都消費対策審議会で検討を行なうとともに、介護事業者等に対象に『高齢者の消費生活トラブルに関する調査』（平成17年5月12日公表）を実施。

①福祉事業者等との連携強化、②悪質事業者の取締りの強化、③支援制度等の周知を対策として掲げている。

《条例の変遷》

昭和50年10月22日 交付	○「東京都生活物資等の危害防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例」
平成6年10月6日 交付	○「東京都消費生活条例」に改正 ○消費者教育、苦情処理体制の強化 ○環境問題への取組
平成14年3月29日 改正	○消費者問題の構造的な発生、グローバル化等による東京における消費者問題の変容についての認識を示すとともに、事業者、消費者、行政の連携の必要性を条例の前文に掲げた。

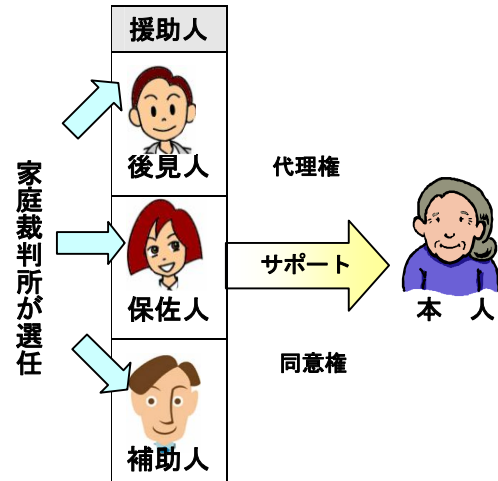
5 高齢者を支援する制度

(1) 成年後見制度

平成12年4月の介護保険制度の実施を皮切りに、認知症高齢者、知的障害者等の判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。（平成15年度における成年後見関係事件の申立件数は、17,086件）しかし、鑑定料、申込手数料等の費用（1件につき6～10万程度）や、申し立てから開始までの期間（おおむね3～4ヶ月）などについて改善を要する声がある。

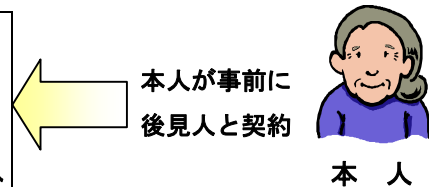
■法定後見制度

区分	本人の判能力	
後見	低い	精神上的の障害により、事理を弁識する能力を欠くのが通常の状態にある人
保佐	対象となる人の判断能力	精神上的の障害により、事理を弁識する能力が著しく不十分な人
補助 (H12.4新設)	高い	精神上的の障害(痴呆・知的障害・精神障害など)により、事理を弁識する能力が十分でない人



■任意後見制度

任意後見契約	自らの判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、後見のあり方を自らの意思で決定する自己決定尊重の理念に則した制度	任意後見人
--------	--	-------



(2) 地域福祉権利擁護事業

成年後見制度に併せて、比較的簡便に利用できる地域福祉権利擁護事業が創設された。地域の社会福祉協議会が主体となり、福祉サービスを利用するにあたって必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度利用の手続きなど、助言・相談、代行、代理等の方法により援助するもの。

《成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の利用の範囲》

項目		成年後見制度	地域福祉権利擁護事業
判断能力	なし(後見程度)	○	×
	不十分(保佐程度)	○	△ ※注1
	不十分(補助程度)	○	○
住居	在宅の場合	○	○
	施設入所・入院中	○	×
必要な援助	財産管理	○	×
	身上監護	○	×
	福祉サービスの利用援助	○	○
	日常的金銭管理	○	○

注1: 保佐類型の場合は、利用の際、本人の状況に応じて判断を要する。

障害者自立支援法

障害者への自立支援制度の財政立て直しと福祉サービスの一元化を図る「障害者自立支援法案」が今国会（第162回通常国会）に提案されている。成立すれば平成17年10月から段階的に施行予定だ。在宅サービスなどを利用する障害者に1割の自己負担が導入される。

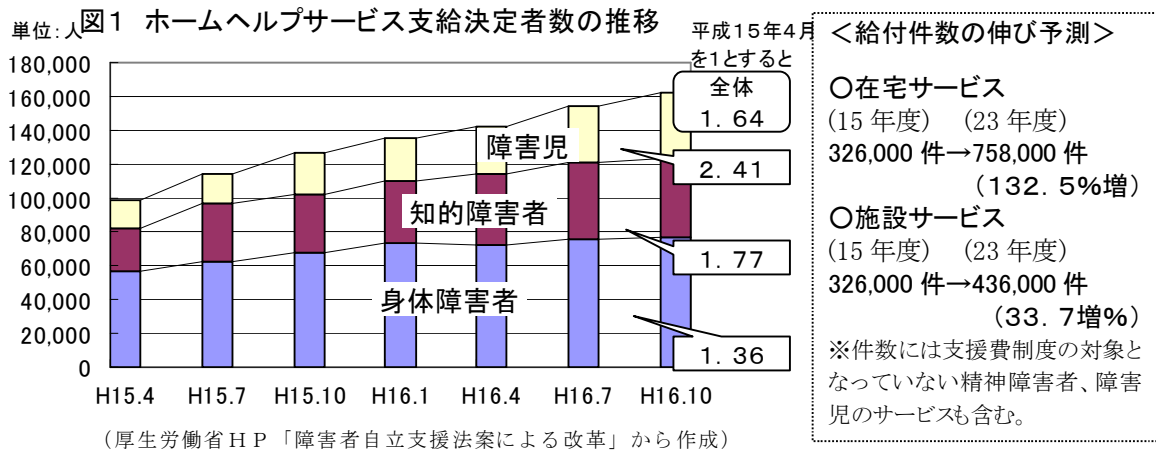
[法案のポイント]

- 別々の法律で実施されている障害者への福祉サービスを一元化する（身体障害者、知的障害者への支援費制度と、精神障害者等へのサービスを新制度で統合）。
- 給付の考え方を「応能負担」から「応益負担」へ切替える。
- 障害種別に関わらず、すべての受給者に、原則1割負担を導入する。

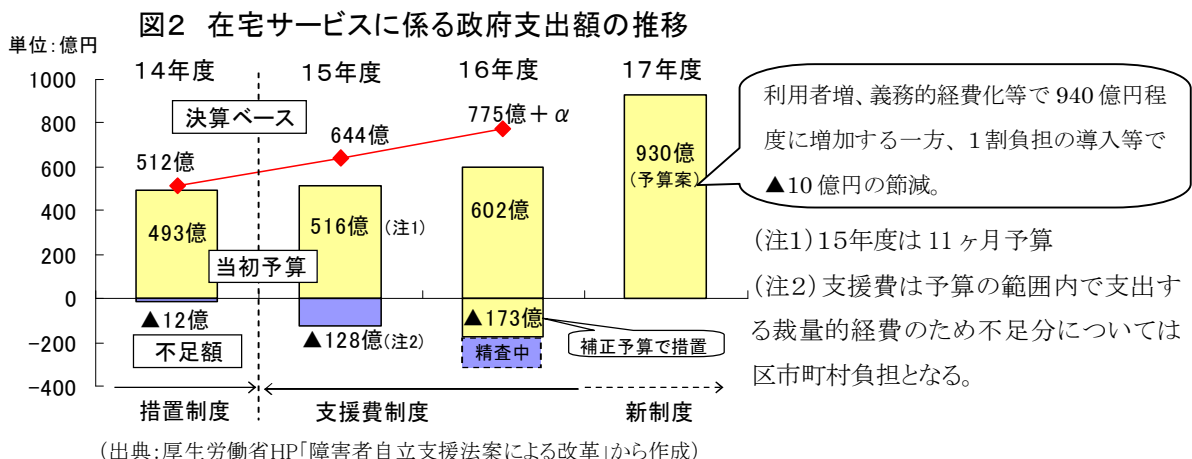
1 障害者自立支援の現状と課題

(1) 平成15年4月の支援費制度の導入で福祉サービスが利用しやすくなった結果、利用者が急増し支援費給付が増大している。今後も増加が見込まれ、現状のままでは制度の維持が困難となっている。

◆利用者は制度発足から1年半で1.6倍に増加。今後もさらに増加する。



◆在宅サービスに係る政府支出は平成16年度780億円程度（前年比20%増）になる見込み。17年度は制度改正で930億円に。



(2) 精神障害者が支援費制度の対象となっていないなど、障害種別によってサービスに違いがあり、制度的にも様々な不整合がある。

＜表1 支援費制度の対象となっている障害者福祉サービス＞

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
在宅	ホームヘルプサービス事業 デイサービス事業 ショートステイ事業	ホームヘルプサービス事業 デイサービス事業 ショートステイ事業 グループホーム事業	ホームヘルプサービス事業 デイサービス事業 ショートステイ事業	支援費制度の対象外 精神保健福祉法により実施
施設	更生施設 授産施設 療護施設	更生施設 授産施設 通勤寮 福祉施設	支援費制度の対象外 児童福祉法により実施	支援費制度の対象外 精神保健福祉法により実施

(3) 地域におけるサービス提供体制の差異や区市町村の財政力格差等により大きな地域格差が生じている。

◆自立支援サービスを実施していない市町村がある。

◆都道府県間で障害者のホームヘルプ利用に 5.5～44.4 倍の格差がある。

＜表2 ホームヘルプサービス実施市町村数＞

	平成 15 年4月	平成 16 年4月
身体障害者	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者	1,498 (47%)	1,780 (56%)
障害児	1,051 (34%)	1,262 (40%)
精神障害者	1,231 (39%)	1,671 (53%)

※ () 内は全市町村に対する割合

(厚生労働省HP「障害者自立支援法案による改革」)

＜表3 都道府県間のホームヘルプ利用格差＞

(人口1万人あたりの利用者数)

支援費支給決定者数	7.8倍
身体障害者ホームヘルプ利用者数	5.5倍
知的障害者ホームヘルプ利用者数	23.7倍
障害児ホームヘルプ利用者数	44.4倍
精神障害者ホームヘルプ利用者数	11.6倍
ホームヘルプ平均利用時間	4.7倍

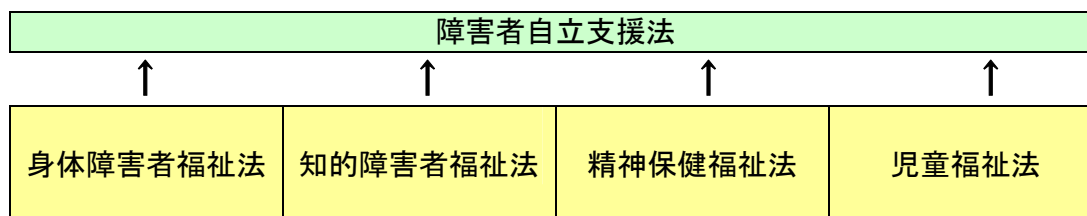
※ 平成15年4月現在の比較

(厚生労働省HP「障害者自立支援法案による改革」)

2 改革の主なねらいと法案の概要

(1) 障害者の福祉サービスを一元化する。

障害者に共通の自立支援のための各種福祉サービスを障害者自立支援法により一元的に提供するとともに、サービス主体を区市町村に一元化する。



(2) 地域の限られた社会資源を活用できるよう規制を緩和する。

- 制度を抜本的に見直し、一つの施設で異なる障害を持つ人にサービス提供できるよう規制を緩和する。
- 障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう施設基準を緩和する。
- 通所サービスについて、社会福祉法人のみならずNPO法人等も参入可能になるよう運営主体の規制を緩和する。

(3) 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合うよう仕組みを強化する。

(原則 1 割負担の導入)

- 現行の支援費制度では障害者や扶養者の負担能力に応じて負担額を定める「応能負担」を原則としているが、在宅サービス受給者では自己負担がない「生活保護受給者」及び「市町村民税非課税者」が全体の 95% を占める。
- このため、新制度では「サービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する（障害者間の公平）」「制度運営の効率性と安定性を確保する（障害者自らも制度を支える仕組み）」ために、サービスの利用量や医療費に応じて費用を負担する「応益負担」の原則を導入、①区市町村が費用の 100 分の 90 を支給し残りの 1 割を利用者が負担、②施設サービスにおける食費、光熱水費は実費負担、とする。

<表 4 障害福祉サービスの利用者負担の見直し（ホームヘルプの例）> （単位：円）

区分	支援費制度			新制度		
	負担割合	負担上限 (月額)	分布	負担割合	負担上限 (月額)	
生活保護受給	—	0	18%	—	0	
区市町村民 税非課税	世帯非課税(※)	—	0	77%	10%	15,000
	世帯非課税				10%	24,600
	本人非課税					
所得税 非課税	区市町村民税 均等割のみ課税	50 円/30 分	1,100	2%	10%	40,200
	区市町村民税 所得割も課税	100 円/30 分	1,600			
所得税課税	150 円/30 分	2,200 ~全額	3%			

- ただし、これら利用者負担については表 4 のとおり所得に応じて月額負担の上限を設けるとともに、生活保護受給者からは従来同様徴収しない。また、低所得者への激変緩和措置として①グループホーム及び施設入所者の個別減免を 3 年間実施、②通所施設利用者の食費負担の減額を 3 年間実施、③施設入所者へ食費等の補足給付を実施する。
- こうした負担の見直しが平成 18 年 1 月から導入されることにより、平成 17 年度、国庫負担ベースで、在宅サービスでは▲ 10 億円、施設サービスでは▲ 33 億円等（平年度ベース換算で合計 349 億円）の効果が見込まれている。（「立法と調査」2005.5 No. 248 「障害者にかかる福祉サービスと就労支援の新たな枠組」参議院厚生労働委員会調査室）。

(国等の費用負担の義務化)

現行の支援費制度に係る国の予算は、予算の範囲内で費用を補助する裁量的経費であったため、予算不足になった場合には、市町村がその分を負担するなど問題となっていた。今回、国及び都道府県の負担義務を法律で明文化し、義務的経費とすることで、国の財政責任の明確化を図った。

区市町村負担分(原則 9割)の負担割合

	区市町村 25%	都道府県 25%	国 50%
10%	(参考) ←利用者負担分(原則 1割)		

3 法案の論点

法案は、障害種別ごとの支援を一元化して利用しやすくし、福祉サービスを区市町村に義務付け、都道府県、国の役割も明文化した点で評価する声もある一方、次の点で問題視する意見もある。

(1) 応益負担の妥当性

- ・現行の支援費制度で利用負担がない生活保護受給・区市町村民税非課税のサービス利用者のうち、生活保護受給者を除く 8 割の障害者が原則 1 割を負担することとなる。
- ・応益負担の原則ではサービスを利用すればするほど利用負担が増え、障害の程度が重く、多くサービスを受ける必要がある障害者は利用者負担も重くなる。

(2) 利用負担上限基準

- ・現行の支援費制度では、障害者が 20 歳以上の場合には父母を扶養義務者の範囲から外しているが、新制度では世帯単位の所得に応じて利用負担額上限を設定することとしており、父母と同居していれば、父母の収入も考慮した利用負担上限額が設定される。このため、家族への遠慮による利用機会の自粛や、障害者自立に対する阻害要因になる恐れがあるとの懸念がある。

4 施行期日

- ① 自立支援医療にかかる利用者負担の見直しについては平成 17 年 10 月 1 日
- ② 新たな利用手続き、国等の負担の義務的経費化、障害福祉サービスに係る利用者負担の見直し等については平成 18 年 1 月 1 日
- ③ 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等については平成 18 年 10 月 1 日